

札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
令和元年（2019年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例
札幌市水道事業給水条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように
改正する。

第37条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

水道法施行令の一部改正に伴う規定整備を行うため、本案を提出する。